○佐渡市工事成績評定実施要綱

平成24年 3 月 15日 訓令第 3 号

改正 平成29年3月31日訓令第12号 改正 平成31年3月5日訓令第6号

(目的)

第1条 この訓令は、本市の発注する請負工事の適正かつ効率的な施工を 確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適 正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定(以下「評定」という。)の対象となる工事は、 原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、工事の請負契約に ついての検査を行う者(以下「検査職員」という。)、監督を行う者(以 下「監督員」という。)及び工事担当係長等とする。

(評定の方法)

- 第4条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。
- 2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評 定する。
- 3 工事成績の採点は、工事成績採点表により行う。
- 4 細目別評定点の算出は、細目別評点採点表により行う。
- 5 評定は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表により、監督員、 工事担当係長等及び検査職員が評定を行い、評定の際は、記入方法、留 意事項及び施工プロセスのチェックリストを考慮するものとする。
- 6 工事における工事特性、創意工夫及び社会性に関して、請負者は、当 該工事における実施状況を書面により提出できるものとする。
- 7 評定者は、前項の書面の提出があった場合は、評定に適切に反映させる。

(評定結果の報告)

- 第5条 評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、 評定を行ったときは、工事成績採点表に細目別評点採点表及び工事成績 採点の考査項目の考査項目別運用表を添え、速やかに工事等の検査を担 当する課の課長(以下「検査担当課長」という。)に提出するものとする。 (評定結果の通知)
- 第6条 検査担当課長は、前条の報告を受け、内容を確認した後、工事成績評定通知書により請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から14日以内(「休日、祝祭日」を含む。14日目が休日又は祝祭日に当たる場合は、その翌日をもって満了日とする。第9条において同じ。)に書面により、評定点等について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

- 第8条 検査担当課長は、前条の規定により、説明を求められたときは、 工事成績評定に係る説明書により速やかに回答するものとする。
- 2 検査担当課長は、前項の規定による回答をするときは、佐渡市工事成績評定評価委員会(第10条及び第12条において「委員会」という。)の意見を求めることができる。
- 3 検査担当課長は、第1項の規定による回答をしたときは、請負者から 提出された書面及び第1項の回答の書面を、閲覧に供するものとする。 (再説明請求)
- 第9条 前条第1項の規定による回答を受けた請負者は、その通知を受けた目から14日以内に書面により、再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

- 第10条 検査担当課長は、前条の規定により、請負者から再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書により速やかに回答するものとする。
- 2 前項の規定により回答をする場合において、委員会による審査及び公

表の方法については、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。

(評定の修正)

- 第11条 検査担当課長は、第6条の規定による通知後、評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 検査担当課長は、前項の規定による修正を行ったときは、速やかにその結果について、請負者に通知するものとする。

(準用)

第12条 企業会計において行う評定については、この訓令の諸規定を準用する。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、評定に関して必要な事項は、別に 定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月5日訓令第5号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。